

岩手県告示第 723 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 18 年 6 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 12 日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 有限会社添田塗装工業
 - (2) 主たる営業所の所在地 久慈市大川目第 2 地割 3 番地 32
 - (3) 代表者の氏名 添田勝雄
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 8089 号
- 3 処分の内容 土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 2 に掲げる者は、平成 18 年 2 月 14 日に二戸簡易裁判所から傷害により、罰金の略式命令を受け、同年 3 月 1 日に刑が確定しており、このことが法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する。